

## 医療費（給付費）の請求について

負担割合の変更や住所の変更等で新しい被保険者証等が届いた場合、それ以降に医療機関を受診される際は、必ず新しい被保険者証等を医療機関窓口で提示していただき、変更となったことをお伝えください。また、古い被保険者証等は、市（区）町の窓口へ返却してください。

誤って古い被保険者証等を使用された場合、広域連合から被保険者の方に請求通知書を送付し、医療費をお支払いいただくことになります。

### 給付費の請求内容について

1. 医療機関窓口でお支払いいただく一部負担金の割合が1割から3割に変更になった場合で、医療機関窓口で1割のみお支払いになったとき  
→ 1割負担と3割負担の差額、2割分をお支払いいただきます
2. 所得や世帯構成の変更等により、限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が変更または取消になった場合で、医療機関窓口で変更前の金額でお支払いになったとき  
→ 医療費、食事代ともに本来負担していただくべき金額と、医療機関で実際に負担された金額との差額をお支払いいただきます。
3. 兵庫県外への転居、または障害認定を撤回された等で、兵庫県での後期高齢者医療の資格を喪失した後に、兵庫県の後期高齢者医療被保険者証を使用して医療機関等を受診されたとき  
→ 総医療費のうち、医療機関でお支払いになった一部負担金を除いた費用（7割または9割）をお支払いいただきます。

※ 上記3については、お支払いいただいた後、受診当時に加入していた健康保険の窓口で手続きをすることにより、お支払いになった分が還付されません。詳しい手続きの方法については、当時に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。